

厚岸町条例第6号

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例

厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に該当する者 30,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に該当する者 42,228円
- (3) 令第39条第1項第3号に該当する者 45,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に該当する者 55,080円
- (5) 令第39条第1項第5号に該当する者 61,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 73,440円
 - ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 79,560円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 88,740円

ア 合計所得金額が190万円以上250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が250万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 100,980円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 107,100円

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,540円とする。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

第17条の見出し中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同条第2項中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第2条第1項及び第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。